

大里広域市町村圏組合

新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務

発注仕様書

令和3年度

大里広域市町村圏組合

第1章 総則

| | | |
|----|------------------------|-----|
| 1 | 業務の目的 | P 1 |
| 2 | 業務名 | P 1 |
| 3 | 建設候補地 | P 1 |
| 4 | 施設規模 | P 1 |
| 5 | 業務内容 | P 1 |
| 6 | 業務委託の期間及び納品場所 | P 1 |
| 7 | 業務の適用範囲 | P 2 |
| 8 | 関係法令等 | P 2 |
| 9 | 資料の貸与 | P 2 |
| 10 | 議事録 | P 2 |
| 11 | 業務管理 | P 2 |
| 12 | 提出書類 | P 2 |
| 13 | 作業報告など | P 3 |
| 14 | 関係官公署との協議及び第三者の土地への立入り | P 3 |
| 15 | 連絡及び調整 | P 3 |
| 16 | 業務の修正及び追加 | P 4 |
| 17 | 成果品の審査及び引渡し | P 4 |
| 18 | 成果品 | P 4 |
| 19 | 機密の保持と中立性 | P 4 |
| 20 | その他 | P 4 |

第2章 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計

| | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 目的 | P 6 |
| 2 | 対象施設 | P 6 |
| 3 | 基本的事項 | P 6 |
| 4 | 業務内容 | P 6 |

第3章 大里広域市町村圏組合環境影響評価調査計画書

| | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 目的 | P 9 |
| 2 | 対象施設 | P 9 |
| 3 | 基本的事項 | P 9 |
| 4 | 業務内容 | P 9 |
| 5 | 環境影響評価手続き | P 9 |
| 6 | 事前協議（県環境部局） | P13 |
| 7 | 住民説明会への対応 | P13 |
| 8 | 環境影響評価技術審議会（知事意見）への対応 | P14 |
| 9 | 調査計画書（改訂版）の作成 | P14 |

第4章 土壤汚染調査

| | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 目的 | P15 |
| 2 | 対象区域 | P15 |
| 3 | 業務内容 | P15 |
| 4 | 調査結果の報告 | P16 |
| 5 | その他 | P16 |

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務は、新たなごみ焼却施設の整備にあたり、更新を適正に行うため、以下の業務を実施する。

- (1) 「大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計(以下「基本設計」という。)」の策定
- (2) 「大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備環境影響評価調査計画書(以下「環境影響評価調査計画書」という。)」の作成
- (3) 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備建設候補地における土壌汚染調査(以下「土壌汚染調査」という。)の実施

なお、実施に当たっては、現在作成中である「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想」と整合を図りつつ、中長期的、総合的な観点から、適正なものとなるように十分な検討を行う。

また、これらの施設の更新は現行施設を稼働しながら行うものとし、現状のごみ処理体制を停止することなく、更新を行うものとする。

2 業務名

大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務

3 建設候補地

- (1) 都市計画上「熊谷衛生センター」区域内(以下「熊谷市別府地内」という。)
約 3.4ha
- (2) 都市計画上「深谷衛生処理場」区域内(以下「深谷市榎合地内」という。)
約 3.3ha

4 施設規模

2施設全体で、422t/日から501t/日程度とする。

5 業務内容

第2章「基本設計」、第3章「環境影響評価調査計画書」及び「第4章土壌汚染調査」に示す内容とする。

6 業務委託の期間及び納品場所

- (1) 契約締結の日より、令和4年3月25日までとする。
- (2) 熊谷市西別府583番地1 大里広域市町村圏組合 建設準備課

7 業務の適用範囲

本仕様書は、業務の遂行上基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類等、業務の性質上必要と思われるものについては、受注者の責任において行うものとする。

8 関係法令等

受注者は、業務の実施にあたり関係する法令、規則、細則、通知を守らなければならない。

9 資料の貸与

本業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受託者が行うものとするが、既調査資料又は文献、発注者が所有しているもので、業務の遂行に必要なものは貸与する。受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、発注者の承認を受け、貸与された資料は業務完了後速やかに当組合まで返納しなければならない。

10 議事録

受注者は業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目標達成に努めるものとする。また、協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、当組合に提出しなければならない。

11 業務管理

受注者は、管理技術者、廃棄物処理技術責任者、環境影響評価責任者、土壌汚染調査技術責任者、照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、業務の円滑な進捗を図るため、高度な技術を要する業務については、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。

なお、選任する各技術者は受注者の社員である事。これらを証明する書類として、各技術者の技術士登録等証明書の写し及び受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で3か月以上の雇用関係）が確認できる書類（受注者会社記載の健康保険被保険者証）の写しを提出すること。

12 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、承認を受けるものとする。

(1) 着手前提出資料

- ア 業務着手届
 - イ 業務計画書(業務工程表を含む。)
 - ウ 事業組織表
 - エ 緊急時の体制
 - オ 管理技術者届及び経歴書
 - カ 各担当責任者届及び経歴書
 - キ 照査技術者届及び経歴書
- (2) 業務完了時提出書類

- ア 業務完了届
- イ 成果品

1 3 作業報告など

業務の進捗状況などについては、適宜、本市担当者に報告し、必要に応じて報告書等を提出する。

1 4 関係官公署との協議及び第三者の土地への立入り

(1) 関係官公署との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく当組合へ報告しなければならない。

(2) 第三者の土地へ立入る場合の手続き

本業務の実施にあたって調査等のため第三者が所有する土地にある植物の伐採、さく等の除去又は工作物を一時使用する必要がある場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、また、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は受託者の負担とする。

1 5 連絡及び調整

受注者は、本委託業務に係わって、組合から中間報告や打ち合せ等について連絡を受けた場合には、直ちに対応するものとする。又、受注者は、本委託業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、本委託業務に責任をもって円滑に進めるものとする。

16 業務の修正及び追加

本委託業務の一部変更や業務に直接付随する事項等に追加が生じた場合は、その都度適宜対応を図ることとする。また、業務の完了後に誤り等が発見された場合には、直ちに修正及び追加を行うこととする。

17 成果品の審査及び引渡し

受注者は、業務完了時に成果品の審査を受け、その審査合格後に成果品を一式納品し業務の完了とする。

18 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

(1) 成果品

| | | |
|---|------------------------------|----------|
| ア | 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計 | A4版 10部 |
| イ | 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計(概要版) | A4版 100部 |
| ウ | 環境影響評価調査計画書 | A4版 10部 |
| エ | 環境影響評価調査計画書(概要版) | A4版 100部 |
| オ | 土壌汚染状況調査報告書 | 1式 |
| | (土地利用履歴調査報告書、試料採取等調査計画書を含む) | |
| ケ | 打合せ議事録、その他必要とする資料 | 1式 |
| コ | 電子データ(CD-R等) | 1式 |

(2) 納入時期

成果品は、令和4年3月25日までに提出する。

(3) 成果品の帰属

成果品及びその他の資料等は、本組合に帰属するとともに、許可なく複製及び他に公表してならない。

19 機密の保持と中立性

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

20 その他

- (1) 本委託業務は、本仕様書及び関係法令等に基づき実施すること。
- (2) 本委託業務に関する発注者との打合せは、受注者と協議のうえ、リモートで行う。ただし、発注者が対面での打合せを要すると認め、要請した場合は、熊谷衛生センター内にて打合せするものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者から必要とする資料の作成を依頼さ

れたときは、これに応じるものとする。

(4) 本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上、必要と思われるものについては、受注者の責任において、全てを補完しなければならない。

(5) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく、速やかに発注者と協議のうえ当組合の意図を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。

(6) 再委託

ア 受託者は、現地調査業務における総合的な企画、判断及び調査業務遂行管理（以下「主要部分」という。）を、協力会社に再委託することはできない。

イ 受託者は、主要部分を除く調査業務の一部を協力会社に再委託するにあたっては、当該調査業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。ただし、協力会社が熊谷市、深谷市及び寄居町のいずれかの競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

ウ 受託者は、現地調査業務の再委託の前に、協力会社の調査業務執行体制、経歴等の概要を作成し、監督員の承諾を得ること。

エ 受託者は、協力会社に対し調査業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

第2章 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計

1 目的

新ごみ焼却施設の更新を適正に行うため、施設計画等に関する基本的な考え方を取りまとめた基本設計を策定する。

2 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。

- (1) (仮称)新熊谷衛生センター 熊谷市別府地内にて更新・建設
- (2) (仮称)新深谷清掃センター 深谷市榎合地内にて更新・建設
- (3) (1)及び(2)を計画するに当たり、解体が必要になる既存施設の他、発注者が指定する施設

3 基本的事項

- (1) 本計画に関する国および他自治体の動向や事例を調査するとともに、地域特性を踏まえた導入可能な最新技術の動向調査を行い、本業務に反映させる。
- (2) 国の指針や関係法令等に基づき、循環型社会形成・財政負担低減等の多角的視点から施設整備に必要となる内容を検討し、敷地制約条件、施設配置制約条件など設計条件を整理する。

4 業務内容

整備対象施設は、事業計画地の敷地条件や周辺環境等を踏まえ、環境保全や施設配置等についての検討を行う。

(1) 施設の基本条件の検討

計画ごみ処理量、計画ごみ質、焼却施設の施設規模、処理方式等ごみ処理施設の基本事項について設定する。

(2) 施設計画の検討

ア 建築計画

建築物（焼却処理棟、管理事務所棟、計量棟等）の配置、面積等について検討を行う。

イ 搬入・搬出計画

現況の道路交通網の利用状況を踏まえ、処理対象物の搬入搬出条件（経路、時間帯別車両台数、車種等）についての検討を行う。

ウ 施設配置・動線計画

敷地条件、関係法令および車両動線等を踏まえ、効果的・効率的な施設

及び設備機器の配置についての検討を行う。

エ その他の計画

上記以外に必要な施設計画についての検討を行う。

オ 基本計画図等の作成

施設計画の内容との整合を図り、施設整備に係る基本計画図等の作成を行う。

① 造成計画図（調整池，搬入路等含む）② 施設配置計画図（外構含む）

③ 施設立面図④ 設備機器配置計画図（平面，断面）

⑤ 車両動線計画図⑥ イメージパース⑦鳥瞰図

(4) 公害防止項目及び公害防止基準値の設定

公害防止項目及び公害防止目標値について、関係法令、他都市事例及び社会情勢等を整理し、設定する。

ア 準拠すべき法令の整理

イ 公害防止基準値(案)の設定

(5) エネルギー利用の検討

基本条件の計画ごみ質、計画ごみ処理量および施設計画等に基づき、施設で発生する熱量の計算や高効率発電方式等の検討を行う。また、場内・場外で利用可能な余熱の熱量計算や利用方策等についての検討を行う。

併せて、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件について、条件整理、検討を行う。

(6) 環境保全計画の作成

ア 建設工事中対策

イ 施設供用中対策

(7) 施設運営計画の作成

運転管理や維持管理に関する必要な人員・資格や体制等を検討する。

(8) 事業計画の検討

ア 事業手法の整理

施設計画、施設運営計画等の内容に基づき、公設公営・PFI等の事業手法について、他都市の事例等を踏まえ、課題等の整理を行う。

イ 概算事業費及び財源構成計画の作成

施設計画等の内容に基づき、他都市の類似工事の工事費や過去の実績、近年の建設物価傾向等を踏まえ、事業全体および各施設の概算事業費を算

出する。施設完成後の維持管理費とし、施設管理費、人員、売電収益を算出する。また、本事業に係る交付金、起債等の財政措置について整理する。

ウ 事業スケジュール案の作成

本事業に係る各業務委託、許認可関係、各種申請手続き等を総合的に整理し、事業スケジュールを策定する。

エ 発注方式

施設計画等の内容に基づき、各施設の発注方式についての整理を行う。

オ 市民参加の機会、広報、啓発手法

事業推進になる市民参加、施設稼働後の広報・啓発手法等についての提案を行う。

(9) 技術調査および見積徴取

見積仕様書等を作成し、メーカーヒアリングを通じて技術調査を行うとともに見積徴取を行う。

ア 見積仕様書等の作成

事業手法に応じた見積りのための仕様書又は要求水準書の作成を行う。

なお、事業手法が決まらない場合は、従来方式での発注に対応した見積書内容とする。

イ 技術調査

見積書に基づき、各メーカーに対し、見積設計図書の徴取を行い、技術調査を行う。

(10) その他

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議作成)」における「4. 5 施設基本計画の策定」に関する内容を反映させること。

第3章 大里広域市町村圏組合環境影響評価調査計画書

1 目的

埼玉県環境影響評価条例第4条第1項に規定する「環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）」の作成を行う。

2 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。

- (1) (仮称)新熊谷衛生センター 熊谷市別府地内にて更新・建設
- (2) (仮称)新深谷清掃センター 深谷市榎合地内にて更新・建設
- (3) (1)及び(2)を計画するに当たり、解体が必要になる既存施設の他、発注者が指定する施設

3 基本的事項

- (1) 本計画に関する国および他自治体の動向や事例を調査するとともに、地域特性を踏まえた導入可能な最新技術の動向調査を行い、本業務に反映させる。
- (2) 国の指針や関係法令等に基づき、循環型社会形成・財政負担低減等の多角的視点から、本事業は、本仕様書によるほか、埼玉県環境影響評価条例及び同施行規則（平成7年埼玉県規則第98号）並びに埼玉県環境影響評価指針（平成11年告示第1588号）その他参考資料に基づき、実施する。

4 業務内容

- (1) 環境影響評価調査計画書手続き
調査計画書の作成に関連して行う調査、県事前協議、住民説明会の実施及び環境影響評価技術審議会への対応等
- (2) その他関連作業
上記(1)に関連して行う打合せのほか、資料作成等

5 環境影響評価調査計画書手続き

- (1) 地域特性の把握
地域の現況把握、調査等の項目及び方法の選定並びに環境保全措置の検討等のため、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、既存資料の収集整理及び必要に応じて現地踏査等により把握する。調査の対象項目は、表1及び表2に示すとおりである。

表1 地域特性の把握項目（社会的状況）

| | |
|---|--|
| 行政区画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村・字境界、校区等 |
| 人口及び産業の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢別人口の状況、人口動態、人口密度、世帯数等 ・ 農業、商業、工業等の産業別構成状況及び就業人口、品目別生産量、製造品出荷額等 |
| 土地利用の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用状況、法令に基づく用途区分の状況、市街地等集落の分布状況等 |
| 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸及び湧水の利用状況、利水状況、河川等の漁業権の設定状況等 |
| 交通の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通及び交通事故の状況、鉄道、空港及び港湾の利用状況等 |
| 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、病院、文化施設、福祉施設等の分布及び利用状況 |
| 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道、下水道の普及状況、公園、緑地、廃棄物処理施設等の分布状況等 ・ 道路交通の状況（既存交通量調査結果等）及びバス路線並びに鉄道網の状況等 |
| 環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令における指定、規制等の状況、環境保全に関する計画等の状況等 ・ 災害防止に関する地域等の状況 |

表2 地域特性の把握項目（自然的状況）

| | |
|---|--|
| 大気質、騒音、振動、悪臭、気象、その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況（既存測定結果等）、及び環境基準や各種規制基準の達成状況等 ・ 発生源の状況等 |
| 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質、底質、その他の水に係る環境の状況（既存測定結果等）、及び環境基準や各種規制基準の達成状況等 ・ 発生源の状況等 ・ 河川・湖沼・地下水・湧水等の分布状況及び自然性の高い水辺地の状況 |
| 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染、地盤沈下に係る状況（既存測定結果等）、及び環境基準や各種規制基準の達成状況等 ・ 地盤沈下及び土壌汚染に関する発生源の状況等 ・ 表層土壌の分類のほか、注目すべき土壌の状況等 |
| 地形及び地質の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形分類や表層地質及びボーリング柱状図のほか、注目すべき地形・地質の状況等 |
| 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の分布及び動物相のほか、注目すべき動物の状況等 ・ 植物の分布及び植物相のほか、注目すべき植物の状況等 ・ 植生及び注目すべき植物群落の状況等 ・ 地域の緑の量及び生態系の特性等 |
| 景観、自然とのふれあいの場の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源及び眺望等の状況、人と自然とのふれあいの場の状況 |
| 文化財その他の生活環境の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地その他の生活環境の状況 |
| 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 空間線量率の状況 |

(2) 事業特性（対象事業の内容）の把握

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業実施区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業に係る工事計画の概要
(主な施設の配置図、平面・断面図等含む)
- オ 対象事業を計画するに至った背景及び経緯
- カ その他対象事業に関する事項

(3) 環境の保全についての配慮事項等の検討及び明確化

地域特性及び事業特性を踏まえ、環境の保全についての配慮事項等について検討し、その結果及び経過を明らかにする。

(4) 調査等の項目の選定

ア 環境影響要因の把握

対象事業の実施に伴う周辺環境への影響を的確に把握するため、事業特性、地域特性を勘案し、環境への影響が想定される行為（環境影響要因）を把握する。

イ 調査等の項目の選定

前項で抽出された環境影響要因と環境要素との関連性をマトリックスにより検討し、環境影響の検討を行う項目を選定する。また、選定・非選定の理由についても記述する。

本業務において、現段階で想定される調査等の項目（案）は、下記のとおりである。

- (ア) 大気質（気象含む）
- (イ) 騒音・低周波音、振動
- (ウ) 悪臭
- (エ) 水質
- (オ) 土壌
- (カ) 地盤
- (キ) 動物
- (ク) 植物
- (ケ) 生態系
- (コ) 景観

- (サ) 日照阻害
- (シ) 自然とのふれあいの場
- (ス) 史跡・文化財
- (セ) 電波受信状況
- (ソ) 廃棄物等
- (タ) 温室効果ガス等

(5) 調査等の手法の設定

選定した項目について、調査、予測及び評価の手法を設定する。また、設定しなかった理由についても明らかにする。

(6) 調査計画書等の作成

事業特性、地域特性、評価項目の選定結果並びに調査等の手法の検討結果をとりまとめ、調査計画書及び要約書を作成する。

6 事前協議（県環境部局）

埼玉県環境部局と調査計画書の内容に関する事前協議を実施する。

7 住民説明会への対応

(1) 住民説明会の対応

ア 説明会資料の作成

住民説明会に使用する資料の作成を行う。

イ 説明会への出席

住民説明会に出席し、調査計画書の内容に関する技術的支援を行う。なお、住民説明会は熊谷市及び深谷市を対象として行うことを想定する。

ウ 説明会開催結果報告書の作成

説明会の開催結果概要について、要点を整理する。

(2) 住民意見への対応

ア 住民意見の整理

住民説明会及び縦覧後（2週間以内）において、住民から提示された意見の整理を行う。

イ 事業者見解の作成

住民意見に対する事業者見解を作成する。

8 環境影響評価技術審議会（知事意見）への対応

(1) 技術審議会対応

ア 技術審議会資料の作成

技術審議会に使用する資料の作成を行う。

イ 技術審議会への出席

技術審議会に出席し、調査計画書の内容に関する技術的支援を行う。なお、技術審議会は3回を想定している。

ウ 技術審議会結果報告書の作成

技術審議会の結果概要について、要点を整理する。

(2) 知事意見への対応

ア 知事意見の整理

技術審議会から提示された知事意見の整理を行う。

イ 事業者見解の作成

知事意見に対する事業者見解を作成する。

9 調査計画書（改訂版）の作成

住民意見、知事意見及びこれらに対する事業者見解を踏まえて調査計画書（改訂版）を作成する。

第4章 土壤汚染調査

1 目的

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条第1項及び埼玉県環境保全条例（以下「県条例」という。）第77条に基づき、土壤の特定有害物質による汚染の状況について、また、ダイオキシン類対策特別措置法第4条に基づきダイオキシン類の土壤汚染状況について、「土地利用履歴調査等」の実施及び「試料採取等調査計画書」を作成し、「試料採取等調査」を行い、「土壤汚染状況調査結果書」を作成することを目的とする。

2 対象区域

- (1) 熊谷市別府地内 約 3.4ha
- (2) 深谷市榎合地内 約 3.3ha

3 業務内容

土壤汚染対策法における特定有害物質及びダイオキシン類の土壤汚染状況について把握を行う。

業務の実施にあたっては、特定有害物質については、土壤汚染対策法施行規則第2条に定める調査の方法に基づき実施するものとする。

また、『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）』（平成24年8月環境省水・大気環境局土壤環境課作成）を参考にすること。

また、ダイオキシン類については、『ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル』（平成21年3月環境省水・大気環境局土壤環境課作成）及び『工場・事業場におけるダイオキシン類に関する土壤汚染対策の手引き』（令和元年6月環境省水・大気環境局土壤環境課作成）を参考にすること。

(1) 地歴調査

『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）』（平成24年8月環境省水・大気環境局土壤環境課作成）及び『工場・事業場におけるダイオキシン類に関する土壤汚染対策の手引き』（令和元年6月環境省水・大気環境局土壤環境課作成）に基づき、調査を実施すること。

「土地利用履歴調査等報告書」及び「試料採取等調査計画書」を作成すること。なお、試料採取等調査数が本契約の予算を超える場合は協議を行う。

(2) 土壌汚染状況調査

「土地利用履歴調査等報告書」及び「試料採取等調査計画書」に基づき試料採取等調査を実施すること。

4 調査結果の報告

土壌汚染状況調査結果報告書を作成すること。なお、汚染がある場合はその対策方法も含めて検討を行い、報告書に記載すること。

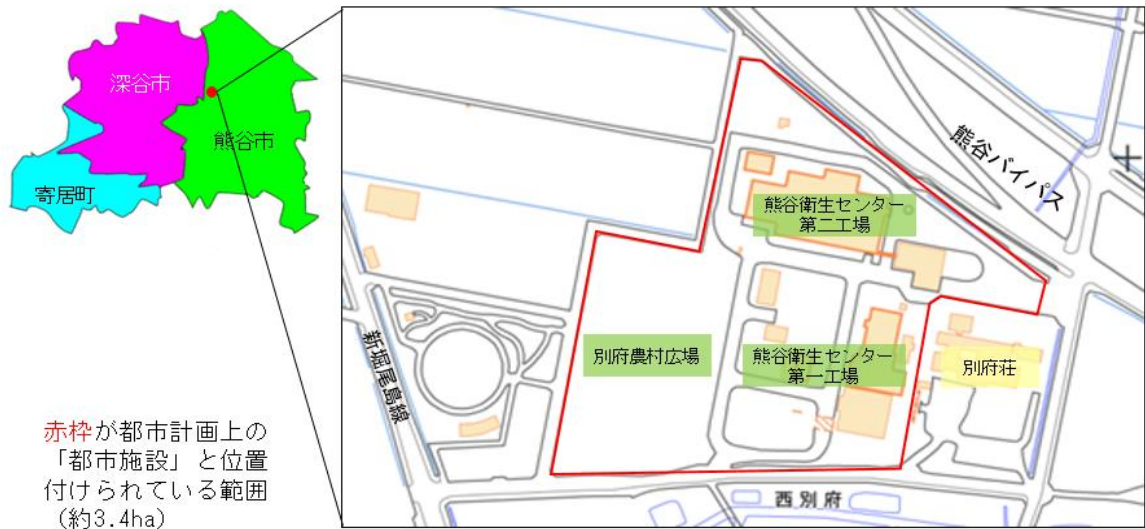
5 その他

調査対象地では、今後、焼却施設等を解体し、別途利用することを踏まえ、試料採取等調査実施後、安全上支障がないように復旧すること。

建設候補地 位置図

1 熊谷市別府地内

(都市計画上、「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内)



2 深谷市榎合地内

(都市計画上、「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内)

